

総合事業とは

総合事業は、住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活の支援（介護予防・生活支援サービス事業）と介護予防事業（26、27 ページ）の二つからなる制度です。

ご自身の持つ能力を最大限に活かしながら、一人ひとりの状態にあったサービスを利用したり、要介護状態となることを予防するために、自立へ向けた自分自身の目標を定め、その達成に向けて積極的に健康づくりに取り組むことができます。

サービス・活動事業を利用するには

要介護（要支援）認定を受けて要支援 1・2 に該当するか、基本チェックリストを受けて事業対象者となる必要があります。

まずは、お住まいの地域を担当する高齢者相談室（地域包括支援センター）（35 ページ）か、介護保険課へお問い合わせください。

総合事業の申請に関するお問い合わせ先 介護保険課 介護認定グループ **25 - 3175**

サービス・活動事業

【訪問型サービス】

1 総合事業ホームヘルプサービス （介護予防訪問介護相当のサービス）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、入浴・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。



利用料

※ 1ヶ月あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援 1・2		
利用頻度	週 1 回程度	週 2 回程度	週 2 回を 超える程度
1 割負担	1,176 円	2,349 円	3,727 円
2 割負担	2,352 円	4,698 円	7,454 円
3 割負担	3,528 円	7,047 円	11,181 円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

2 生活支援ホームヘルプサービス （多様な主体によるサービス）

ホームヘルパーなど（一定の研修を修了した従事者）が家庭を訪問し、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。

※身体介護は行いません。



利用料

※ 1回あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援 1・2	
所要時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
1 割負担	179 円	225 円
2 割負担	358 円	450 円
3 割負担	537 円	675 円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

3 短期集中訪問サービス

リハビリテーション専門職が、家庭を訪問し、利用者の状態に応じた助言を行うなど、自立にむけた、サポートを行います。

4 支え合いホームヘルプサービス （住民主体によるサービス）

ボランティア団体などが、軽微な生活援助などを行います。
サービス内容や利用料金は、実施団体ごとに異なります。

※サービスの例：草取り、家具や家電の移動、話し相手、電球交換 など



5 総合事業デイサービス （介護予防通所介護相当のサービス）

施設に通いながら、入浴や食事などの日常生活のお世話や機能訓練などを受けます。



送迎あり 利用料

※ 1ヶ月あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援 1	要支援 2	事業対象者 要支援 2
利用頻度	週 1 回程度		週 2 回程度又は 週 2 回を超える程度
1 割負担	1,798 円	1,811 円	3,621 円
2 割負担	3,596 円	3,622 円	7,242 円
3 割負担	5,394 円	5,433 円	10,863 円

※食費、日常生活費が別途必要になります。

※加算により自己負担額が変動することがあります。

6 運動型デイサービス （多様な主体によるサービス）

楽しく体づくり教室…呉市と契約する民間スポーツ施設で気軽に体づくりに取り組むことができます。

利用料

30 分	50 円／1 回あたり
60 分	100 円／1 回あたり

7 短期集中通所サービス

通所リハビリテーション施設などで、専門家が利用者の状態に合わせた個別プログラムを組み、リハビリテーションを行います。